

役員等の報酬および費用弁償に関する 規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むさし野たんぽぽ会（以下「法人」という。）の職員として勤務していない役員「評議員・理事長・理事・監事（以降、「役員等）」の報酬および費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の役員等の報酬が別表のとおりとする。

- 2 役員報酬の額は、法人の前期決算額の収入額と当期予算収入額の2%未満であり、かつ役員報酬を合わせた法人本部事務局支出が、収入の3%未満であること。さらに報酬総額が、事業活動計算書及び貸借対照表の「次期繰越活動増減差額」もしくは「当期活動増減差額」を上回らないこと。上記を踏まえ、当期4月中旬に金額を月額100,000円～400,000円内で設定する。また、収入額に関係なく、当期予算で経常増減差額が1,200,000円を下回ってしまっても、理事長の報酬 月額100,000円は保持する。

(報酬の支給)

第3条 法人の役員等となった者には、その職に就いた日から職を離れた日まで報酬を支給する。ただし、報酬が月額又は年額で定められているものが死亡したとき、その日の属する月まで報酬を支給する。

- (1) 報酬の額が回数 で定められている場合は、その勤務日数に応じて支給する
- (2) 報酬の額が日額 で定められている場合は、その勤務日数に応じて支給する
- (3) 報酬の額が月額で定められている場合は、月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基準日割りによって計算する。

(報酬の支払い)

第4条 報酬の支給方法は、報酬が月額で定められているものについては常勤の職員の例による。この場合において、報酬が回数又は日額で定められている者についてはその都度又は翌日10日までに、年額で定められている者にあたってはその年度末末日までに支給する。

(費用弁償)

第5条 法人の役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席した時には、別表に定めるところにより、費用弁償として会議出席日額費用弁償を支給する。その額は別表のとおりとする。

(旅費の支給)

第6条 法人の役員等が職務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給する。その額は別表のとおりとする。

付 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和1年9月1日から施行する。
3. この規程は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

法人の役員等の報酬及び費用弁償

区分	報酬	会議の 費用弁償	出張に伴う 旅費 及び車賃	出張に伴う 宿泊料の費 用弁償
評議員	なし	1回 5,000円	鉄道賃実費 車賃30円/km	1泊 15,000円
理事長	月額 100,000円～400,000円	1回 0円	鉄道賃実費 車賃30円/km	1泊 15,000円
理事	なし	1回 5,000円 ※職員の理事 は出張旅費規 定に基づく	鉄道賃実費 車賃30円/km	1泊 15,000円
監事	なし	1回 5,000円	鉄道賃実費 車賃30円/km	1泊 15,000円
上記以外の 特別職 (嘱託医等)	理事長が 別に定める	理事長が 別に定める	鉄道賃実費 車賃30円/km	1泊 15,000円

※テレビ会議・Web会議等による参加の場合、費用弁償を半額とする。